

整備新幹線建設促進三道県協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、整備新幹線建設促進三道県協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東北新幹線（盛岡・新青森間）及び北海道新幹線（新青森・札幌間）の早期建設を強力に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、北海道知事、青森県知事及び岩手県知事（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 協議会に会長を置き、会長は、北海道知事をもって充てる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 整備新幹線関係都道府県が合同で実施する広報資料の作成、シンポジウムの開催及び広告等
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 協議会は、次に掲げる事項を協議し、決議する。

- (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (4) 協議会の解散に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要があると会長が認める事項

3 構成員は、必要に応じ、協議会に代理者を出席させることができる。

4 会長は、必要に応じ、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、協議会の招集を行わず、書面その他の方法により構成員の意見を求め、これを協議会の決議に代えることができる。

(担当課（室）長会議)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に担当課（室）長会議を置く。

2 担当課（室）長会議は、北海道、青森県及び岩手県それぞれの主管課（室）長（以下「会議構成員」という。）をもって組織する。

3 担当課（室）長会議の座長は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課新幹線推進担当課長とし、必要に応じ、担当課（室）長会議を招集する。

4 担当課（室）長会議は、協議会に提案する事項その他座長が必要であると認める事項を協議し、決議するものとする。

5 座長は、必要に応じ、会議構成員以外の者を担当課（室）長会議に出席させることができ

る。

6 座長は、必要があると認めるときは、担当課（室）長会議の招集を行わず、書面その他の方法により会議構成員の意見を求め、これを担当課（室）長会議の決議に代えることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、北海道総合政策部交通政策局交通企画課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課新幹線推進担当課長をもって充てる。

（会計）

第8条 協議会の経費は、負担金をもって充てる。

2 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 この規約に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第9条 協議会の監査は、岩手県ふるさと振興部長が行う。

（解散等）

第10条 協議会は、第2条の目的が達成され、協議会において決議を受けた後に解散する。

2 協議会が解散する場合において残余財産があるときは、協議会で決議の上、その処分方法を決定する。

（事故の処理）

第11条 協議会は、第4条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、協議会で決議の上、これを処理しなければならない。

（委任）

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、昭和60年11月9日から施行する。

附則 この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和3年9月22日から施行する。